

○議長（石川光次郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。五十三番中山耕一君。

〔五十三番 中山耕一君登壇〕

○五十三番（中山耕一君） おはようございます。通告に従い、順次一般質問を始めさせていただきます。

まず大綱一点目、水道事業みやぎ型管理運営方式についてであります。

遠藤伸幸議員もこの件に関しては質問されておりますので、一部重複があるかもしれませんが、御了承いただきたいと思えます。

では、宮城県企業局が経営する水道事業は、安全・安心な水の供給と、安定的な汚水処理するという私たち県民生活と企業の経済活動に欠かすことのできない重要な社会資本であります。しかしながら、我が県は二十五年後には現在の人口が二割以上減少することが予測され、また、節水バルブやシャワーヘッドなどの節水機器やミネラルウォーターの普及などにより水道水の需要が減少していくことは必至であります。一方、昭和四十年代から整備を進めてきた水道管等の施設は老朽化が進み、今後二十年から三十年後には本格的な更新が始まるなど、水道事業を取り巻く経営環境が一層厳しさを増していくことは避けられないところであります。こうした状況に対して、企業局では平成二十七年度に、厳しい事業環境を踏まえた今後の最適な管理・運営の在り方について検討を始め、公共性を担保しつつ民の力を最大限活用するという方向性を打ち出し、翌平成二十八年度には水道事業や官民連携に精通した有識者からなる宮城県上水・工水・下水一体型管理運営検討懇話会を開催いたしました。その後、平成二十九年度及び平成三十年度には、国や市町村を含めた宮城県上地下水一体官民連携運営検討会において検討を深め、宮城県上地下水一体官民連携事業、いわゆるみやぎ型管理運営方式の大きな枠組みを事業概要書として取りまとめ、公表したということであり、一方、本県議会においても、平成二十九年二月定例会以降、このみやぎ型管理運営方式について様々な角度から議論を重ね、令和元年十一月定例会において、公共施設等運営事業の導入を可能とする条例改正案を承認・可決いたしました。今後、厳しい経営環境が増していく我が県の水道事業において、将来にわたり安定して経営を継続していくことのできる基盤を構築するため、県はみやぎ型管理運営方式の導入を進めておりますが、県の水道事

業のみならず、受水市町村や実際に使用する県民にとってどんなメリットがあるのかが重要であります。これらのことを踏まえ、以下、伺ってまいります。

みやぎ型管理運営方式導入の基本的考えについて、まず伺います。

県では、今定例会にみやぎ型管理運営方式に係る公共施設等運営権の設定に関する議案を提案しているところでありますが、まず初めにみやぎ型管理運営方式を導入するに至った基本的な考えについて、改めて伺います。

次に、優先交渉権者についてであります。

企業局では、上水・工業用水・下水一体化によるスケールメリットの発現や、運転管理を担う民間事業者に対し薬品や資材の調達及び設備機器の選定を委ねることにより、大きなコスト削減を実現し、料金上昇の抑制を企図して、みやぎ型管理運営方式の事業者の公募を令和二年三月に開始し、三つの企業グループから事業の提案を受けました。その後、競争的対話を経て、今年三月に外部有識者からなる宮城県民間資金等活用事業検討委員会、いわゆるPFI検討委員会において三つの企業グループの提案内容の審査が行われ、本事業の優先交渉権者として、国内水事業の最大手であるメタウォーター株式会社を代表とする企業グループが選定されました。この選定された提案については、二十年間の総事業費で、企業局が現行の体制で事業を継続した場合と比較すると、約三百三十七億円の削減が見込まれるという大きなコスト削減につながる内容であったということですが、優先交渉権者となった企業グループの提案内容に対する全体的な評価についてどうであったか、お答えください。

優先交渉権者に選定された企業グループには、外資系企業であるヴェオリア・ジェネッツ株式会社が含まれております。この外資系企業が参入することについては、不安の声が聞こえておりますが、外資系企業がみやぎ型管理運営方式の一翼を担うことについての不安や課題はないのか、伺います。

選定された優先交渉権者の提案は、削減内容を見ると人件費が約百六十七億円削減されるほか、設備の更新投資が約三百四十八億円削減されることが見込まれており、大幅なコストを削減するという魅力的なものとされております。人件費の削減については、働く人々の労働意欲の低下につながることに懸念され、肝腎な上工下水道事業の管理運営に支障を来すことになれば本末転倒となります。その点についてはどのようにお考え

なのか、伺います。

本事業においては、設備の修繕・更新工事についても、運営権者が担うことで事業効果を高めることとなっておりますが、設備の更新投資が大幅に削減されることで、設備の健全度は保たれるのかについての不安も感じるところであります。いかがでしょうか。

当該設備は、契約完了後の二十年後に県に返還されることとなっておりますが、事業終了後、多額の更新投資が必要となることにならないかについても併せて伺います。

また、優先交渉権者が提案したコスト削減額を踏まえて、みやぎ型管理運営方式の導入が、県の水道事業経営にはどのような効果をもたらし、受水市町村はどのようなメリットを享受することができると見込んでいるのか、伺います。

次に、地元企業への影響についてであります。

みやぎ型管理運営方式の導入については、これまで水道事業に関わってきた地元企業への影響を懸念するという声も聞こえてまいります。地域経済への影響も含めて、この点についてどのようにお考えか、伺います。

運営権者の撤退の場合の対応策について伺ってまいります。

みやぎ型管理運営方式の運営権者は、二十年間という長期間に及ぶ上下水道事業の管理運営を行うこととなります。この長い事業期間の中で、何らかの理由で事業採算が悪化し、当該事業から運営権者が撤退するという可能性も皆無ではありません。上下水道事業は県民生活に欠かせない代替性のないインフラであり、こうした事態が発生した場合であっても、県民生活に悪影響を与えることがあってはなりません。運営権者が事業から撤退した場合の備えについて、十分に対応策を講じておく必要があると考えますが、現時点での対応策をお披露ください。

県によるチェック機能についてであります。

本事業の契約の相手方は、優先交渉権者の構成企業が設立した特別目的会社、「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」が運営権者となり、経営・技術企画・改築を主に担当し、業務に当たることとされております。一方で、浄水場や下水処理のオペレーションとメンテナンス、いわゆるOMと呼ばれる業務を担当するのは、この特別目的会社と同じ出資者が設立した株式会社みずむすびサービスみやぎが運営権者から委託を受

けて担うこととなっております。県との契約の相手方である運営権者に対しては、当然しつかりとした監視を行い、適正な業務の遂行を担保できると考えておりますが、みやぎ型管理運営方式の最も重要な業務を担うこのOM会社については、特別目的会社も含めた経営方針や役員等の経営体制及び各業務の執行体制等も併せて、事前に県がしつかりと確認する必要があると思いますが、このことについてのお考えと、どのような状況なのか、伺います。

また、事業開始後においてもこのOM会社に対しては、運営権者と同様のモニタリング、つまり経営状況、水質管理、情報公開等の要求水準書の達成状況に対して、県がしつかりとチェック機能を果たしていく必要があると考えますが、どのように進めていかれるのか、伺います。

次に、経営審査委員会についてであります。

本定例会には、みやぎ型管理運営方式に係る条例改正案も同時に提案され、運営権者の業務を調査・審議する経営審査委員会を設置することとされております。この審査委員会は運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果のほか、運営権者収受額の定期改定または臨時改定の内容、利用料金の改定、改築計画書の内容等の審査を中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に意見を述べる大変重要な機関として位置づけられることとなっております。こうした専門的事項の審査を行うためには、高度な専門知識を有する方に委員として就任していただく必要があると考えますが、人選についてはどのような方をいつごろまでに決定する予定なのか、伺います。

次に、事業監視のモニタリング体制についてであります。

みやぎ型管理運営方式においては仕様発注ではなく性能発注となっており、入り口と出口は決められておりますが、出口に至るまでの手法は運営権者の創意工夫に委ねられております。この取組を成功させるためには事業を監視するモニタリング体制が非常に重要であります。運営権者、県及び経営審査委員会によるモニタリングの体制は、十分に県民の安全・安心を担保し得るものでなければならぬと考えますが、その体制についてどのようにお考えか、伺います。

次に、県議会への報告についてであります。

水道事業は県民生活と企業の経済活動に密接に関わる重要な社会資本であることから、我々県議会としてもみやぎ型管理運営方式についてはしっかりとチェック機能を果たし、県民の負託に応えていく必要があります。今定例会に提案された条例改正案においては、このことを考慮の上、運営権者の業務実施状況について毎年度議会へ報告することを義務として規定されております。この議会への報告は、運営権者が設置した特別目的会社、株式会社みずむすびマネジメントみやぎの財務状況や水質モニタリング等のみならず、実際の維持管理を行う株式会社みずむすびサービスみやぎの財務状況や水質モニタリング等についても、定期的に議会に報告する必要があると考えます。具体的にはどのようなタイミングで何を報告するのか。また、水道料金は運営権者の利用料金だけでなく県の料金も合わせた金額となりますが、これについても定期的な報告が必要であると思料します。どのようにお考えか、伺います。

次に、関係市町村との連携についてであります。

末端供給や公共下水を担い、直接住民と関わる市町村に対しても説明責任を果たすことが大切であることは言うまでもありません。これまで県は、市町村担当者会議や直接首長に対しても節目、節目で説明を行ってきたようではありますが、今年三月に運営権者が決定され、具体の水質管理計画や運転管理計画、更には災害・事故発生時の対応等について、早期に情報提供を行い、市町村の意見を聴きながら計画を実効性のあるものにしていく必要があると考えますが、いかががお考えか、伺います。

次に、県民への周知についてであります。

これまで県は本事業の導入に当たって、シンポジウム、説明会、出前講座の開催のほか、広報紙、ホームページ等を通して、県民への理解が深まるよう努力してまいりました。本定例会において、運営権設定等に関する議案が提案されておりますが、提案に当たっても、四月以降四か所計六回の説明会を開催し、動画も配信して理解を得るための方策も講じてまいりました。しかしながら一方では、説明が不足している、県民への理解は浸透していないとの声もマスコミ報道や説明会での質疑応答などで見聞きしております。今後も県民への説明は大切であり、引き続き県民の理解が深まるよう最大限努力していく必要があると考えますが、どのように展開していくのか、お考えをお披露ください。

次に、対象事業以外の市町村事業への支援についてであります。

今般の水道用水供給事業にあつては、大崎広域水道事業と仙南・仙塩広域水道事業の二事業、工業用水道にあつては三事業、流域下水道事業にあつては四事業が対象とされております。このほかに対象とならない市町村で事業を展開している例がありますが、その中には厳しい経営を余儀なくされている例があると聞いております。その利用者は同じ宮城県民であり、ともすれば水道料金の額に影響し、それは生活に直接関連するものでもあります。経営面や技術的な面などで何らかの支援が必要な場合もあると考えますが、現時点で把握している内容を踏まえ、お考えがあれば伺います。

次に大綱二点目、産業廃棄物最終処分場についてであります。

公益財団法人宮城県環境事業公社が運営するクリーンプラザみやぎは、昭和五十四年七月に大和町の鶴巣地区において、産業廃棄物の管理型最終処分場として埋立てを開始しました。埋立ては三か所あり、第一埋立地と第二埋立地は既に埋立てが終了しており、現在は第三埋立地が稼働中ですが、あと四年程度で満杯になる見込みであるとのことであります。このような状況を背景に、公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場を整備するため、今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会を開催し、令和元年十一月には、宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針を打ち出すなど、整備に向けて進んでこられました。そして、先般、候補地として大和町鶴巣大平・幕柳地区を新たな最終処分場の候補地として公表されたところでありますが、このことについて、以下伺つてまいります。

これまでの候補地選定に当たつての検討経過についてであります。

今般の候補地選定は、地域の人々にとっては突然浮上した問題であり、しかも一か所のみ候補地案の公表であることから、多くの皆さんが大変驚いております。

まず初めに、検討開始から候補地案の選択までどれだけの候補を挙げ、どのような基準で選定作業を進めてきたのかなど、その検討経過について伺います。

次に、候補地周辺の課題についてであります。

候補地の付近は、特に朝夕の交通渋滞が著しい地域であります。そのため、昨年の六月定例会において、県道塩釜吉岡線と大和松島線が接続する大和町鶴巣北目大崎地区の丁字路から吉田川を越えて、大和町落合地区の竹谷大和線を交差しながら、プライム

アースEVエナジー入り口の仙台三本木線まで延長するバイパスルートの整備について提案したところがあります。それにより、朝夕の大渋滞がある交差点二か所の渋滞緩和と、特に仙台北部工業団地への通勤車両と輸送車両の大幅な利便性向上を図るようこの場から要請し、検討する旨の答弁を頂いたところであります。また、北部工業団地内の産業廃棄物を扱う業者からは、「仮に当該地区に新たな最終処分場ができた場合は、あくまでも推測であるが、その搬入量については満杯に近づきつつある現在の処分場への搬入よりも増えていく可能性もある」との意見がありました。更に、その分の運搬車両の交通量も増えることが考えられるであろうとおっしゃってありました。これらのことから、周辺の交通環境整備も更に重要となることが予想され、当該バイパスルートを含め、今後の交通環境の整備についてどのようにお考えなのか、伺います。

また、当該地区は台風十九号の際にも見られたように河川氾濫による浸水被害も憂慮される地域であります。これまでも県土木部には支障木の撤去など、様々な対処をしていただいておりますが、まだまだ課題があります。浸水被害があれば道路の事情による交通渋滞のみならず通行止めも余儀なくされます。河川改修については、鳴瀬川水系河川整備計画の変更なども踏まえながら、広範囲にわたる課題解決と向き合っている中ではあります。このことについてどのようにお考えか、伺います。

最後に、今後の展開について伺います。

たった一つであれ、いまだ候補地であります。決まったわけではありません。大和町への説明及び地域の皆さんへの説明会の開催を進めてきているようですが、これまでの状況について、県としてどのように受け止めているか、所見を伺います。

また、この重要案件について、今後どのように進めていくお考えか、併せて伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 中山耕一議員の一般質問にお答えいたします。

大綱二点ございました。

まず大綱一点目、水道事業みやぎ型管理運営方式についての御質問にお答えいたします。

初めに、みやぎ型管理運営方式を導入するに至った基本的な考え方についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県のみならず全国の水道事業は急激な人口減少や節水型社会の進展等により水需要の減少が予測される一方、老朽化する施設の更新費用の増大が見込まれるなど、その経営環境は今後ますます厳しくなることが予想されており、経営基盤の強化を図ることが喫緊の課題となっております。みやぎ型管理運営方式は、改正水道法の成立により可能となった官民連携の考えをいち早く取り入れ、県が水道事業者として最終責任を担いながら、民間の創意工夫を最大限活用することにより、将来の水道料金の上昇抑制を図り、県と同様厳しい経営環境にある市町村の負担軽減にもつなげる最も効果的な取組であります。県といたしましては、みやぎ型管理運営方式が全国の水道事業者における経営基盤強化の新しいモデルとなるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、優先交渉権者の提案内容に対する評価はどうかとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式における運営事業者の公募に当たっては、PFI検討委員会による公平・公正な審査が行われ、事業の実施方針や実施体制、運転・保守管理など、全ての審査項目において高い評価を得たメタウォーター株式会社を代表とする企業グループを優先交渉権者に選定し、今定例会に運営権設定の議案を提案いたしました。提案内容のうち特に評価が高かったものは、本企業グループの構成企業が出資する浄水場等の運転管理と保守点検を担う新たな地域水事業会社を県内に設立する提案であり、安定的な事業運営と雇用創出への効果が大きいに期待されております。県といたしましては、PFI検討委員会において、経営基盤の強化を図ることができる最適な企業グループを選定していただいたものと考えており、今後、優先交渉権者と連携して、安心・安全で安定的な事業運営に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経営審査委員会の人選と選任時期についての御質問にお答えいたします。

宮城県企業局経営審査委員会は、運営権者と県のモニタリング結果の確認や利用料金の定期・臨時改定、改築計画の内容、運営権者が更新した設備機器の事業終了時の残



存価値の算定など、高度で専門的な事項について調査及び審議いただく重要な組織であります。そのため、委嘱する委員には上下水道技術をはじめ企業経営や経済、会計・法務などに係る各分野に精通した学識者や専門家について選定中であるほか、関係する市町村からの参加も検討しているところであります。委嘱の時期につきましては、関連議案の議決を得られた後速やかに委員の選定を行い、年内には経営審査委員会を設置するとともに、各種事業計画に対して意見を頂き、来年四月の事業開始に向け、確実な事業の運営体制を構築することとしております。

次に、県民の理解を深めるための今後の取組はどうかとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、県民の理解が最も重要であると認識しており、これまでシンポジウムや事業説明会の開催に加え、ホームページや県政だよりを活用した広報など、幅広い周知を行うとともにパブリックコメントなども活用しながら、県民の御意見に真摯に耳を傾ける努力を続けてきました。県民から寄せられた水の安全性、料金上昇の懸念、事業の継続性等の意見に的確に対応するとともに、海外の事例なども踏まえながら、県民の安心・安全を最優先に、みやぎ型管理運営方式の制度設計を構築いたしました。しかしながら、いまだ一部から不安の声が寄せられていることから、県といたしましては引き続き様々な手法により、正確な情報提供と説明を尽くしながら、令和四年四月の事業開始に向けて鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

次に大綱二点目、産業廃棄物最終処分場についての御質問のうち、住民説明の状況や受け止め、今後の進め方についてのお尋ねにお答えいたします。

新たな産業廃棄物最終処分場は、県内産業の発展や県民生活の安定に必要な不可欠な施設であります。その整備には地元の御理解と御協力が大変重要であると考えております。県では、今月初めから町への説明や住民説明会を行っておりますが、地元の皆様からは最有力候補地になったことへの不満や生活環境への影響を懸念する御意見を頂いており、大変重く受け止めております。県といたしましては今後とも丁寧な意見交換を重ね、地元の皆様の不安や懸念をしっかりと受け止め、その解消に向けたできる限りの対策を講じることで御理解を賜ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

〔公営企業管理者 櫻井雅之君登壇〕

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大綱一点目、水道事業みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、外資系企業に対する不安と課題はどうかとのお尋ねにお答えいたします。

国ではPFI事業において海外企業の参入に対して特段の制約は定めておらず、また県の調達案件においても、外資系企業であるという理由だけで参加を制限する等の内外差別的措置を行っておりません。一方、水道事業に対する外国投資については外国為替及び外国貿易法、いわゆる外為法において厚生労働省が審査を行う制度となっております。優先交渉権者の構成企業であるヴェオリア・ジェネッツ株式会社はフランスに本社を置く水処理企業体のヴェオリア・グループの日本法人であり、外資系企業に該当することから、同グループでは厚生労働省の審査を経て、国内における多くの浄水場や下水処理場の運転管理業務等に携わっており、これまで適正に業務が実施されていると伺っております。県といたしましては、我が県の水道事業に対して、国内外での豊富な実績を踏まえた先進的な技術を導入することなどにより、これまで以上に安定的で効率的な事業運営がなされるものと期待しております。

次に、優先交渉権者の提案における人件費の削減についての御質問にお答えいたします。

優先交渉権者の提案では、みやぎ型管理運営方式の契約相手となる特別目的会社、いわゆるSPCと、オペレーションとメンテナンスを担うOM会社を合わせた従事者は事業開始時において現在の二百六十六名と同等の二百六十九名を予定しております。

事業開始後、統合型の運転監視機器の導入や、事業区域を大きく二つのエリアに分割し、上・工・下水道施設を一体的に保守管理する組織の構築等によって、七年目までに二百二十五名、約八五％まで人員配置の見直しを図る計画となっております。このように、優先交渉権者の提案における人件費の削減は、従事者の給与削減や労働条件によるものでなく、新技術の導入や組織体制の最適化などによる効率化によって実現しようとするものであります。

次に、更新投資の削減に伴う設備健全度の保持と契約期間終了後の更新投資につい

ての御質問にお答えいたします。

優先交渉権者の提案では、県の計画に対して更新費を削減する一方、修繕費を積み増す計画となっており、両者を合わせた提案額は県の八百九十八億円に比較して六百五十二億円と、二七％の削減となっております。この削減の考え方は、現在、県において経過時間や作動時間に基づき実施している設備機器の修繕や更新を、提案では温度や振動等を継続的に監視するセンサーを導入し、異常を予兆する技術を活用することで、最適な時期での修繕や長寿命化に向けた腐食に強い部品への交換などによって、健全度を維持する計画となっております。なお、優先交渉権者との契約においては、事業終了時において、開始時と同等の健全度を維持すること、また、継続的な調査の実施も規定しており、事業終了後において多額の更新費用が発生することがない制度としております。県といたしましては、運営権者が継続的に行う健全度調査の結果を確認し、水道施設の健全度が低下することのないよう、水道事業者としての責任を果たしてまいります。

次に、みやぎ型管理運営方式を導入することによる県水道事業と受水市町村のメリットについての御質問にお答えいたします。

優先交渉権者として選定した企業グループの提案では、県が現行体制で事業を実施した場合の総事業費三千三百十四億円に比較して、公募の条件を約九十億円上回る三百三十七億円のコスト削減が実現できる見通しとなっております。このことにより、将来必ず到来する本格的な管路更新に備えた財務基盤の強化や水需要の減少に伴い上昇する料金の抑制に大きな効果が得られるものと考えております。これらの削減額の取扱いについては、九事業それぞれの特性や経営内容、更には市町村の状況も異なることから、県といたしましては今後、県民にとって最も効果的なものとなるよう関係市町村等とも十分に協議しながら進めてまいります。

次に、みやぎ型管理運営方式の導入による地元企業と地域経済に対する影響についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の導入により、運営権者が新たに担う浄水場等の設備の修繕や更新工事については、これまでも主に大手メーカーが受注してきたため、令和元年度の実績では、地元企業の受注額は全体の五％であります。また、優先交渉権者の提案では運転管理従事者の地域人材の優先雇用や工事・物品及び業務委託等について地元企業

を優先して活用する計画となっているため、地域経済への影響は少ないものと考えております。一方、現在、地元企業が実施している管路の点検や修繕、更新工事及び漏水対応などについては引き続き県が担うことから、これまでどおり地元企業の受注機会の確保に努めていくこととしております。

次に、運営権者が事業から撤退した場合の対応についての御質問にお答えいたします。

水道事業は代替性のないインフラであることから、いかなる事態が発生しても事業の継続性を確保することが極めて重要であります。そのため、みやぎ型管理運営方式においては、運営権者と県がそれぞれ行う財務モニタリングを継続して行うことにより、財務状況の悪化の兆候を事前に捉え、自助努力による改善の期間を十分に確保できる制度としております。それでも万が一、運営権者が撤退する事態となった場合には、県または県の指定する第三者への引継ぎを義務として課しており、引継ぎが完了するまでの間、運営権者自らの責任で事業を継続することとしております。また、優先交渉権者の提案においては、一時的な収支悪化等に備えて代表企業による十億円の融資枠を設定しており、事業継続性の高い計画となっております。更に、万が一撤退するとなった場合においても、水処理に一切の空白が生じることのない引継ぎ計画を作成し、確実な移行が確保される事業計画を立案することとなっております。

次に、オペレーション・メンテナンス会社については、運営権者を含めた経営方針や体制を確認する必要があるとの御質問にお答えいたします。

優先交渉権者の提案では、みやぎ型管理運営方式を運営するSPCは、経営・改築と維持管理の方針や計画の策定を行い、SPCとは別に新たに設立するOM会社は維持管理業務の確実な遂行がそれぞれの役割となっております。そのため、SPCについては、PPP/PFI事業と改築工事の実績が豊富であるメタウォーターグループが、また、OM会社については国内外において浄水場や浄化センターの運営・維持管理の豊富な実績を持つヴェオリアグループのヴェオリア・ジェネッツ社が、それぞれ過半数の役員と過半数の議決権株式の資金を拠出する機関設計となっております。県といたしましては、これら経営や執行体制等について事前に確認して承認するとともに、事業開始後においてもSPCとOM会社が連携して、安心・安全で安定的な事業運営が継続できる

ようしつかりと監視してまいります。

次に、OM会社のモニタリングについての御質問にお答えいたします。

OM会社が行う業務は、水質管理や運転管理・保守点検等であるため、業務の運営状況や結果については、SPCを通じて県が報告を受けて監視することとなります。更に、OM会社はSPCと連携して事業運営する重要な会社となっていることから、経営状況についても県が確認する必要があるため、SPCと同等に財務諸表や財務指標の報告をモニタリング計画に位置づけることにより、県が継続的に監視できる仕組みとしております。県といたしましては、安心・安全な水道サービスの提供が可能となるようSPCとOM会社を一体としてモニタリングすることにより、水道事業者としての責任を確実に果たしてまいります。

次に、モニタリング体制についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式におけるモニタリング体制については、運営権者と県及び経営審査委員会による三段階モニタリングにより、安心・安全な水道事業の運営を確認する実効性の高い監視体制としております。運営権者のモニタリングでは、事業の運営状況が要求水準を遵守しているかを確認するとともに、自ら社外の学識者等を含めた第三者のモニタリングの実施など、複層的な監視体制を構築することとしております。また、県によるモニタリングでは、運営権者の運転管理や水質管理の実施状況について報告を受け、要求水準の達成状況の確認・監視を行うとともに、抜き打ちでの検査も実施することとしております。更に、経営審査委員会によるモニタリングでは、運営権者と県のモニタリング結果等に対して、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、意見を述べらるるもので、県及び運営権者は委員会の意見を最大限尊重して事業運営に当たることとしております。県といたしましてはこの実効性のある三段階モニタリングを通して、運営権者における適切な事業運営を図り、県民に安心・安全な水道サービスが提供できるよう、着実に取り組んでまいります。

次に、運営権者とOM会社の財務状況や料金等の県議会に対する報告についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式における運営権者の予算や決算については、PFI事業であるため企業局の予算から切り離されることとなりますが、水道事業は県民生活と産業の

基盤を支える極めて重要な社会資本であるため、本定例会において県議会への報告を義務づける条例の改正を提案しております。報告の内容といたしましては、運営権者とM会社の行う事業の経営状況や施設の運転管理及び水質管理の結果等について、経営審査委員会の審議を経て答申を受けた後に議会へ報告したいと考えております。また、水道料金は運営権者と県がそれぞれ収受する合計の金額となるため、現在の料金との継続性の観点から引き続き議会に対する定期的な報告が重要であると認識しており、企業局の当初予算と決算の議案を提案する定例会において報告してまいります。

次に、関係市町村に対して具体的な管理計画等を早期に情報提供し意見を聴く必要があるとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、関連する市町村との連携が重要であることから、これまで検討や手続の各段階において市町村長に対し直接訪問して説明を行うとともに、担当課長等に対しても様々な機会を捉えて説明をしております。また、今年三月の優先交渉権者の選定後、水質管理やモニタリングの実施計画、自然災害や事故発生時の対応手順について、基本的な考え方を関係市町村に対し説明を行い、おおむね理解を得ているところであります。県といたしましては、来年四月の事業開始に向け、今後策定する各種の事業計画書について、素案の段階から関係市町村に提示し、意見を伺い策定することとしており、市町村との綿密な連携の下確実な事業実施体制を構築してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱一点目、水道事業みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、みやぎ型管理運営方式の対象地域となっていない市町村への支援等についてのお尋ねにお答えいたします。

水道料金の上昇抑制を図りながら、安全で安心な水を安定的に供給するためには、広域水道の受水団体であるか否かにかかわらず、課題を把握し必要な支援を行うことが重要であると認識しております。昨年度、県内全ての水道事業体に対して行ったアンケート調査では、施設・管路の老朽化、技術職員の不足などを経営課題と考えているとこ

ろが多く、その結果については水道事業広域連携検討会地域部会において共有するとともに、施設管理業務の共同化など解決策となり得る広域連携の手法を提示し、取組を促しているところです。県といたしましては、県内全域の水道事業が将来にわたって持続可能となるよう、市町村等との意見交換を丁寧に行いながら、経営基盤の安定に努めてまいります。

次に、大綱二点目、産業廃棄物最終処分場についての御質問のうち、最有力候補地の検討経過についてのお尋ねにお答えいたします。

現在運用中のクリーンプラザみやぎは、残余容量が逼迫していることから、県では今後の産業廃棄物最終処分場の在り方について、令和元年十一月に宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針を策定いたしました。この基本方針に基づき、昨年一月に有識者から成る産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会を設置し、県内全域を対象に絞り込みを慎重に進めてまいりました。具体的には、まず処分場整備に係る法規制の対象区域を除き、一定の面積や埋立て容量などが確保できる三十一か所を抽出いたしました。その後、活断層、地滑り地形などの自然環境や周辺における住宅の数などの生活環境から立地に不利・不適な区域を除き、九か所に絞り込みました。更に、基本方針に掲げる重要事項や事業効率性の観点から望ましい候補地として三か所を選定いたしました。最終的には庁内に産業廃棄物最終処分場候補地選定委員会を設置し、三か所の候補地を改めて相対的に評価し、評価が最も高かった大和町鶴巣大平・幕柳地区の採石場を最有力候補地としたものでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱二点目、産業廃棄物最終処分場についての御質問のうち、周辺地域の交通環境の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

大和町及びその周辺地域では、大和流通工業団地を含む仙台北部中核工業団地群において、工場の拡張や新たな企業立地が予定され、また鶴巣地区において新たな産業廃棄物最終処分場の最有力候補地としてのことなどから、今後交通状況の変化が想定されるため、道路機能の拡充強化が大変重要であると認識しております。県では、これま

で立地企業の物流活動を支援するため、県道大衡落合線の四車線化のほか、昨年度は県道塩釜吉岡線の落合舞野交差点と県道仙台三本木線の落合相川交差点において、右折レーンを増設するなど円滑な交通確保のための対策を実施してきたことで、朝夕の交通渋滞が大幅に緩和されております。また、今年度は善川橋を含む県道仙台三本木線の四車線化の設計に着手することとしております。県といたしましては、今後の交通状況の変化を把握しながら、県道塩釜吉岡線のバイパスルートの検討を行うなど、引き続き交通環境の改善に向けた取組を進めてまいります。

次に、河川改修の検討状況等についての御質問にお答えいたします。

県ではこれまでも計画的に各流域の河川改修を進めてまいりましたが、その整備水準は必ずしも十分ではなく、平成二十七年関東・東北豪雨や令和元年東日本台風では内陸部を中心に甚大な被害が発生いたしました。こうした河川の整備状況や水害の発生状況を踏まえ、洪水被害の防止・軽減に向け、昨年宮城県の今後の治水対策の在り方を取りまとめ、その考え方を基に今年度から向こう十年間の目標や整備内容を定める「見える川づくり計画二〇二一」を策定したところであります。この計画において、鳴瀬川流域の各支川についても、床上浸水や堤防決壊等の被害を踏まえた改修のほか、流下能力の不足する河川の河道掘削や浸水被害を軽減するための堤防強化を位置づけております。県といたしましては、激甚化する水災害から県民の生命・財産を守るため、河川の改修を着実に進めることに加え、国や関係機関との連携の下、社会全体で減災に取り組む流域治水プロジェクトを含めた総合的な治水対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 五十三番中山耕一君。

○五十三番（中山耕一君） 答弁ありがとうございます。

今、道路の関係で答弁いただきました。富谷・黒川地域ですけれども、あそここの地域は本当に刻々と変わっております。これからもトヨタの関係やいろいろな企業との関係でどんどん変わっていきます。今まで通らなかった市道や町道だったり、そういったところにもどんどん車が入ってきたり、農道まで走ったりというようなこれまでの経緯もあります。そういったことも踏まえて、今後検討していただくように前向きによろしくお願いたします。



それで、まずみやぎ型管理運営方式に関してですが、いろいろなところから毎日のようにファクスが来たり、ともすれば電話を頂いたり、いろいろな御意見を頂戴してきました。いろいろあるのですが、その中で先ほど外資系の参入については国の制限はないということでありました。それはそれで理解しているのですが、優先交渉権者の企業グループ、特別目的会社、SPC、みずむすびマネジメントみやぎとOM会社のみずむすびサービスみやぎの議決権株式保有割合なんです、その辺りについての状況がどうなのか。それと、そういったことによつて、そこにヴェオリア・ジェネッツも入っているはずなのですが、その辺りの状況とそのことによるヴェオリア・ジェネッツの影響度合いといえますか、そういったことはどのように把握されているか、お示しください。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） まず、SPC会社のほうでございます。ここは代表企業でございますメタウォーターグループが単独で過半数の議決権を保有していると、こういう状況でございます。一方でOM会社、いわゆるハンドリングをする会社でございますが、ここは、ヴェオリア・ジェネッツ社が単独で過半数の議決権株式を保有しているということ、基本的にはヴェオリア・ジェネッツがOM会社の担う業務を主導するという事だと伺っております。一方OM会社でございますが、代表企業でございますメタウォーターグループ、これはOM会社におきまして、いわゆる拒否権を有している三分の一以上の議決権株式を保有していると伺っております。重要なところについてはこの両者が力を合わせながら事業を遂行していくことになるかと思っております。なおSPCにおきましては、このヴェオリア・ジェネッツの株式でございますが、いわゆる拒否権を持つ株式は配置されておりませんが、具体には、議決権株式保有割合は一八%となっております。

○議長（石川光次郎君） 五十三番中山耕一君。

○五十三番（中山耕一君） 外資系企業の優秀な技術を取り入れるということであれば、やはりその辺りは前向きに考えてもいいのだろうとは思いますが。大体こういうようなことをはじめとするいろいろな質問だったり問合せだったりということについては、場合によってはやめるようにしてくれという意見なども頂戴します。それはそれとしましてですが、やはり水道料金が上がるというのは、産業にも生活にも、電気料金と同じよう

に本当に大きく影響する問題でありまして、企業にとっては立ち行かなくなったりということも引き起こすということでもありますから、真摯に考えた上でのこういった対策なのだろうとは理解しております。

ただ一方で今申し上げましたように、それほどには理解されていない部分というのが結構散見されるといいますか、感じるんです。そういったことで、この外資系の企業についてだって、何でと思うのですが、パリの再公営化ということやいろいろな誤解とというのがあつたりしていて……。パリで再公営化と言ってもまるつきり一〇〇%直営ということではないんです。そういったことや、何で再公営化になったのかということも知られておらず、そういった誤解で何かかんか言われているというようなことだったりするんです。再公営化の原因となったことというのは、そもそも最初に設備投資だったりいろいろなことが計算上含まれていたのだけれども、それが起因して水道料金が二倍になってしまったと。しかしそれは、当然の帰結だったのかもしれない。公がやっても多分そうなただろうという識者もいるわけです。それともう一つ、このことも大事だと思ふのですが、長期的に民間に委託したことによって、水道事業に関連する職員の知識だったり、スキルだったり、分析能力だったり、そういったことがだんだんに衰えていった、失われていったということがあつて、議会や市民にきちんと説明できるような状態ではなくなってきた。そういったことから、選挙のためだったのかどうか分からないですが、政権が交代してといった政治的な背景もあつて、こういったことになったということなんですよ。ただ再公営化という形になつたとしても、結局パリ市が民間の三者を統合して一〇〇%出資の公社をつくつた。そしてヴェオリアだったりスエズだったり一部ずつ、再委託しているという形なんです。それで、きちんとなっていると。ただ、再公営化は直営ではないということだったんです。

そういったことなども含めて、いろいろなことを、事例を検討して、そして重ねてきて、今の形をつくつてきたのだということをもっときちんと分かりやすく、いろいろな方面に示していただきたいというようなことだと思うのです。情報を一生懸命いろいろな方策で伝えていると言いますが、伝わるのが大事なんです。

そういうことで、その辺り、もう少し力を入れて頑張つていただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） おっしゃるとおりだと思います。一部の事例を捉えて、さもみやぎ型管理運営方式が誤った方向だというような報道をされたり、そういうことを主張する方もおられるわけですが、今おっしゃったようなことをしっかりと説明していくと。それが伝わっていないということであれば、それは当然我々の努力不足であると言われても仕方がないと思いますので、今回この議案を通していただきまして、その上で更に御理解いただけるように努力してまいりますので、何とか今回の議会で通していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石川光次郎君） 五十三番中山耕一君。

○五十三番（中山耕一君） よろしくお願ひします。終わります。